

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における
加古川市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 加古川市は、兵庫県地域創生戦略及び加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業において、東京圏から加古川市に移住した者が、加古川市移住支援金（以下、移住支援金という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。移住支援金の交付については、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京 23 区 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 次のいずれかの指定区域を含む市町村（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査人口に対する令和 2 年国勢調査人口の減少率が 10%以上の市町村をいう。
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）
 - イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）
 - ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）
 - エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）
 - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）
- (4) 転入 他の市区町村から加古川市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

第3条 申請時において、次の（1）の要件を満たし、かつ（2）、（3）、（4）又は（5）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては（6）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 転入する直前 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 転入する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、転入する 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成 31 年 4 月 1 日以降に加古川市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- ③ 加古川市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ④ 加古川市税を滞納していないこと。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - a 過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない場合。
 - b 過去 10 年以内に世帯員として移住支援金を受給した者であって、当時の申請日時時点で 18 歳未満であった者が、本移住支援金申請時に当時の申請日から 5 年以上経過し、かつ 18 歳以上である場合。
 - c 過去 10 年以内に申請者として移住支援金を受給した者であって、移住支援金を全額返還した場合。
- ④ その他兵庫県又は加古川市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。

- (イ) 就業先が、兵庫県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記 (イ) の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワーク勤務を行うこと。
- (ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はこの前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

加古川市及び地域住民と関わりを有する者として市長が認めた者について、転入後に農林水産業に従事し、かつ次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 本人、配偶者及び 1 親等以内の親族が過去に 1 年以上、加古川市に居住、通勤又は通学していた経験があること。
- (イ) 転入した日の属する年度を含め、過去 5 年以内に加古川市にふるさと納税を行っていること。

(5) 起業に関する要件

1 年以内に兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身世帯の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、申請年度の2月末日までに、交付申請書（兼実績報告書及び請求書）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し（公的なものに限る。）
- (2) 移住元の住民票除票又は戸籍附票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (3) 現住所の住民票の写し（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯全員分）
- (4) 市税確認承諾書
- (5) 就業先の就業証明書（様式第2号）（第3条（2）の場合に限る。）
- (6) 就業先の就業証明書（様式第3号）（第3条（3）の場合に限る。）
- (7) 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定通知書の写し（第3条（5）の場合に限る。）
- (8) 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（第3条（1）（ア）①又は②の雇用保険の被保険者であった場合に限る。）
- (9) 開業届出済証明書等、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類（第3条（1）（ア）①又は②の個人事業主であった場合に限る。）
- (10) 卒業証明書等在学期間や卒業校を確認できる書類（第3条（1）（ア）③の場合に限る。）
- (11) 農林水産業に従事していることが確認できる書類（第3条（4）の場合に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可と決定した場合は、不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 市長は交付決定者に対しては、原則、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書兼確定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼確定通知書〔再交付〕（様式第7号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 兵庫県及び加古川市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 交付決定者は、申請日から5年を経過する日までに加古川市から転出したとき又は申請日から1年を経過する日までに移住支援金の要件を満たす職を辞したときは、速やかに異動報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、第1項の報告及び立入調査を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第11条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び加古川市が認めた場合はこの限りではない。

また、下記（1）（イ）及び（2）について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）に転出する場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合や、西宮市北部地域（西宮市支所設置条例における塩瀬支所及び山口支所の所管区域）以外に転出する場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(1) 全額 次の(ア)から(オ)のいずれかに該当したとき。

(ア) 虚偽の申請等をした場合。

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に市外へ転出した場合。

(ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。

(エ) この要綱に基づく交付決定を取り消された場合。

(オ) 県実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合。

(2) 半額 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合。

2 市長は、前項の規定に基づき移住支援金の交付の決定を取り消したときは、移住支援金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条及び第4条の規定は、施行日以後に行われた転入について適用し、同日前に行われた転入については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は令和5年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、施行日以後に行われた転入について適用し、同日前に行われた転入については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われた転入について適用し、同日以前に行われた転入については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われた転入について適用し、同日以前に行われた転入については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われた転入について適用し、同日以前に行われた転入については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、施行日以後に行われた転入について適用し、同日以前に行われた転入については、なお従前の例による。